

閱覽用

令和3年9月17日

第10回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第10回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月17日(金) 午後3時01分から午後3時39分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(19名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(16名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員

29番 平義一委員、30番 大石忠雄委員、38番 武藤健之委員、

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第5 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第6 議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長　これより、令和3年第10回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告　午後3時01分）

議長（奥平貢市）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中19名、推進委員19名中16名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、29番平義一委員、30番大石忠雄委員、38番武藤健之委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、6番武藤一夫委員、7番安齋栄委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和3年9月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきまして、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

21番（佐藤 孝）委員 21番佐藤です。議案第52号1番の案件につきまして報告をいたします。

9月11日、野地太郎農業委員とともに現地へ赴き、■■■■さん現地立ち会いのもと現地を確認したところ、申請内容に間違いがないということで許可相当と

思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第52号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第52号、番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第4、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書4ページをご覧ください。

議案第53号農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和3年9月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第55号1と同一事業となります。一般住宅建築を目的として転用許可を得ましたが、建築基準法上の接道幅が不足していることが判明したため転用区域を変更し、工事期間を延長するものです。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

16番（馬場利正）委員 16番馬場です。議案53号1について調査の報告をいたします。

11日、推進委員・伊藤金志さんと私で現地を確認し、12日 XXXXXXXXXX さん立ち合いのもと聞き取り調査をいたしました。調査内容については事務局の説明のとおりです。問題なく許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第53号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第53号、番号1については、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第54号「農地法第5条第1
項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に
ついて。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が
あったので審議を求めます。

令和3年9月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、県発注事業である道路改良工事の工期延長に伴い、
一時転用期間を延長する変更申請があったものです。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3番（大内和長）委員 議案第54号番号1について、調査の内容を報告いたします。

9月14日午前、借受人の■■■■の現場担当であります■■■さんから、私と武藤健之推進委員2人で現場にて聞き取り調査をいたしました。また、貸付人の4名につきましては、電話にて確認し、間違いなしとの報告を受けております。変更申請の内容については、事務局報告のとおりでございます。工事期間の延長のため、特に問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第54号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第54号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第55号「農地法第4条第1

項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第55号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年9月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第53号1と同一事業となります。現在建築中である住宅の接
道幅が建築基準法を満たしていないことが判明したため、申請地に計画します。
汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概
ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されま
す。集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができ
ると判断されるものであります。

番号2、申請人は借家に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住
宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分につい
て、申請地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので第3種農地と判
断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

16番（馬場利正）委員 16番馬場です。

先ほど議案53号と同一事案でありまして、17日に現地調査、18日には
[REDACTED]さんの聞き取り調査ということでやっております。調査内容については事務局説明どおりであり、これは以前、転用した道幅が10センチほど拡張したということですので、別に問題がなく許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第55号番号2について調査内容を報告いたします。

去る11日午前9時より、申請人の [REDACTED] さんから遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。現地には農地等はなく、問題もないということで許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第55号、番号1、番号2について、原案のとおり許可することに賛成

の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第55号、番号1、番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年9月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、市役所や駅、大型スーパーなどに近く、住宅建築に適している申請地に宅地分譲を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、借受人は実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書 8 ページをご覧ください。

番号 3、事後申請になります。昭和 59 年から利用していた貸家敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 4、公共工事の受注増加に伴い駐車場・資材置場の拡充が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 5、譲受人は現在、郡山市内の接骨院に勤めていますが、独立し接骨院の建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 6、宅地需要のある申請地に宅地分譲を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 7、譲受人は借家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、

例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号8、業務拡大に伴い、現在借用している二本松市支店では手狭になるため、申請地へ事務所兼倉庫の移転を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号9、事後申請になります。昭和62年から利用していた農業用倉庫の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書10ページから15ページにかけてをご覧ください。

一時転用になります。番号10から番号12につきまして、電力鉄塔の建替えに伴い工事作業場等の確保が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、番号10の[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]については小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。その他の筆につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、

例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号10から番号12の電力鉄塔の設置に関しましては、農地法施行規則により鉄塔用地・架線装置設置に必要な通路等について転用不要となっておりますので、今回の申請についてはそれらを除いた面積分での申請内容となっております。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 議案56号番号1について調査内容をご報告いたします。

9月13日午前10時30分より、現地にて譲渡人の[]さんより、菊地推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[]株式会社・[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案56号番号2について調査内容をご報告いたします。9月13日午前10時より、現地にて貸付人の[]さんより、菊地推進委員と私で聞き取り調査を行いました。借受人の[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査

結果、特に問題がないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案56号番号3について調査内容をご報告いたします。9月13日午後4時より、現地にて行政書士の■■■■さんから、菊地推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんからは電話で確認し申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明どおりで、顛末書も出ており、やむを得ず許可すると判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 議案第56号番号4について調査内容をご報告いたします。

9月11日に譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんから内容を聞き取り、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅地の中にあり、周りの農地にも影響もないことから許可適当と考えるので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤です。議案第56号の5番につきまして調査内容をご報告いたします。

9月11日午前中に、推進委員の平さんと私と譲渡人の■■■■さんに立ち会っていただきまして、現地を確認ならびに話を聞きました。申請内容は事務局説明とおりでありまして、なお譲受人の■■■■さんにつきましては、電話にて申請内容に間違いありませんということで、場所は■■■■に入っております。

て、何ら問題もなく許可適当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願
いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第56号番号6について調査内
容を報告します。

去る12日午前9時30分より、譲渡人の■■■■氏、譲受人の■■■■氏
に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内
容は事務局説明どおりですが、先ほど下水なしと言ったような気がするんです
けど、公共下水に接続するというので、現地等も問題なく許可適当と判断い
たしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番佐藤です。調査結果の報告をさせていただ
きます。

議案第56号番号7についてですが、譲渡人の■■■■さんに9月11日、
電話で都合を確認したところ、9月12日に母方の叔父の■■■■の■■■■
■■■■さん、以前の案件でもお世話になっているんですが、この方にお願いし
たいと、そして内容については間違いないということで、9月12日午後4時
に、大内推進委員と■■■■さんで現地にて確認しましたところ、何ら問題
なく、それから譲受人の■■■■さんにつきましては、9月13日午後6時
20分頃に電話で確認しましたところ、間違いないということでございました。
皆様のご審議をよろしくお願いたします。

続きまして、議案第56号番号8についてですが、9月11日午後5時頃、

譲渡人の■■■■■さんに電話で確認しましたところ、翌日12日の午後4時30分
ということで、12日に大内推進委員と■■■■■さんと私の3人で、現地並びに議
案書の確認をしていただきましたところ、何ら問題はないということござい
ました。譲受人の■■■■■株式会社代表取締役・■■■■■さんにつきましては、
9月13日、午後3時40分に電話にて確認しました。何ら問題ない、それで
事実相違ないということでしたので、皆様のご審議をお願いいたします。

次のページですが、議案第56号番号9です。これにつきましては、違反転
用ということで事後申請なんです、顛末書も出ております。それで、確認し
たんですが、9月11日12時に大内推進委員と私と■■■■■さん、この3人
で現地にて議案書並びに現地の確認をいたしましたところ、何ら問題はなかつ
たということです。あと譲渡人の■■■■■さんにつきましては、仕事の都合で
忙しくてなかなかということで、9月13日10時40分に電話で確認しまし
た。何ら事実相違ないということで、何ら問題はないんじゃないかというこ
とで、皆様のご審議をよろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

1番（野地太郎）委員 1番野地です。調査の結果をご報告いたします。

9月13日に、■■■■■の■■■■■さんという方が現地の説明にお
出でになって、推進委員の安齋秀明さんと■■■■■から3人来ていただき
まして、鉄塔8基あるんですが、8基全て見させていただきました。その中で、
8基の中で2基が鉄建になるそうです。6基が太いアルミで造るんだそうで
が、背を高くして6基でつなぐというような説明を受けました。次の13日の

夜に、全員で14人いるわけですが、一堂に会するのは難しいので、電話で確認させていただきました。全ての方に13日夜のうちに連絡したのですが、 さんが電話に出られなくて、次の日の夕方5時ちょっと前に電話いたしまして確認しました。それで間違いないということでございましたので、事務局の説明のとおり許可相当と考えます。以上であります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第56号、番号1から番号12について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第56号、番号1から番号12については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第8、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書16ページをご覧ください。

議案第57号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年9月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、9月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書20ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区2筆2，902平方メートル、安達地区10筆13，201平方メートル、東和地区3筆3，443平方メートル、合計15筆19，546平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、安達地区1筆3，351平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書17ページの番号4の1件となります。

議案書18ページの番号6につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から5および所有権移転の番号6の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第57号、番号1から番号6について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第57号、番号1から番号6については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第10回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告　午後3時39分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年9月17日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 一夫

署 名 委 員 安齋 栄

